

介護予防センター元町 お知らせ

2010. 10. 19

1. 10月すこやか倶楽部・転倒予防教室の報告 11月すこやか倶楽部・転倒予防教室のお知らせ

10月のすこやか倶楽部はバス外出
「ホクレンくるるの杜」(北広島)に行きました。

日/場所	10月5日(火)	元町北27条会館	19名参加	民生委員1名参加
	10月6日(水)	元町北東会館	18名参加	
	10月7日(木)	元町中央会館	17名参加	民生委員2名参加

10月の転倒予防教室は「体操・運動トレーニング」行いました。

日/場所	10月 2日(土)	慈徳ハイツ 1階デイルーム	19名参加	民生委員2名参加
------	-----------	---------------	-------	----------

11月のすこやか倶楽部は「頭の体操」を行います。

日/場所	11月 9日(火)	元町北27条会館	午前10時～
	11月10日(水)	元町北東会館	午前10時～
	11月11日(木)	元町中央会館	午前10時～

11月の転倒予防教室は「体操・運動トレーニング」です。

日/場所	11月6日(土)	午前10時～ 慈徳ハイツ 1階デイルーム
------	----------	----------------------

2. 報 告

消費者被害相談情報

札幌市消費者センター

相談専門電話 728-2121



6か月前から自宅に電話がかかってきて、「健康になれるよ」とキノコ粉末やグルコサミンのカプセルを勧められ……

契約した。毎月と届く商品は飲みきれず、支払額も高額で、年金では支払いきれない、解約できるかと相談がありました。

特商法(※)では、過量販売(通常使用する量を著しく超えた量)の契約は、1年以内であれば取り消し可能です。健康食品を効能・効果をうたって販売した場合は、薬事法(※)にふれます。

困ったことがあれば、札幌市消費者センター(728-2121)にご相談ください。

特商法(※)～特定商取引法に関する法律

薬事法(※)～医薬品、医薬部外品、化粧品、及び医療用具の製造取り扱いなどに関する法律